

城里町総務民生常任委員会会議録

日時 令和3年6月8日(火)

午前10時35分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(6名)

委員長	菌部 一 君	副委員長	加藤木 直 君
	小 坏 孝 君		小 林 祥 宏 君
	河原井 大 介 君		藤 咲 芙美子 君

欠席委員(なし)

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議 長 関 誠一郎 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

総務民生常任委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
 - (2) 陳情第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書
 - (3) その他
- 4 閉 会

午前10時35分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） お疲れさまでございます。タブレット議会、今回から始まって、ちょっとまだ操作が不慣れでしょうけれども、併用しながら徐々に慣れていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開催させていただきます。

委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 最初に、菌部委員長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

○委員長（菌部 一君） 着座のまま失礼します。委員各位におかれましては、定例会後、大変お疲れの中、ご出席をいただきご苦労さまです。

本日の会議は、陳情2件につきまして、審議をお願いするものです。慎重なる審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、挨拶といたします。

2名傍聴を許可いたしました。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

審議事項

○議会事務局長（阿久津雅志君） ここからは菌部委員長の議事進行で会議運営をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（菌部 一君） それでは、会議に入ります。

（1）陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○主任書記（町田めぐみ君） 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を説明させていただきます。

陳情者は、水戸市城南3-9-20、茨城県医療労働組合連合会執行委員長、後藤朋子様でございます。

内容をご説明いたします。

新型コロナウイルスは経済活動や国民生活にも深刻な影響を与えました。国民の命と健

康、暮らしを守るため、そして、新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むため、

- ①医療・介護・福祉に十分な財源確保
- ②医療体制の充実
- ③医師・看護師・医療技術職・介護職等の大幅増員
- ④保健所の増設・保健師の増員・ウイルス研究、検査・検疫体制の強化
- ⑤社会保障に関わる国民負担の軽減

を求める意見書を国に提出していただきたいといった内容でございます。

以上、簡単ではございますが、内容の説明をいたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（藺部 一君） それでは、説明が終わりました。

ここでご意見等がございましたら、お受けをいたしたいと思います。いかがでしょうか。藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） いいですか。

○委員長（藺部 一君） 着座のままで結構です。どうぞ。

○委員（藤咲芙美子君） 立ってか。

○委員長（藺部 一君） いえ、着座でいいです。

○委員（藤咲芙美子君） すみません。座って失礼します。

新型コロナウイルスの終息を私は願っています。感染拡大への対策はまだ継続されると思われま。医療、介護、福祉には十分な財源確保、補償が必要です。安全安心の医療、介護体制の十分な確保には、職員を大幅に増員することが求められます、医療職ですね。コロナにより困窮世帯が増えています。さらに社会保障に関わる国民負担の軽減を語ることは必須と考えています。

よって、国民の命と健康を守るための陳情には賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） それでは、ほかにご意見なければ、意見を集約していきたいと思。います。

それでは、お伺いをいたします。

陳情第1号について、採択、不採択か、閉会中の継続審査とかあるんですが、いかがいた。たしましょうか。

副委員長。

○副委員長（加藤木 直君） 採択したいと思います。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

そのほか意見ございませんか。

小林委員。

○委員（小林祥宏君） 安全・安心、国民の命と健康を守るということで、これは誰もが採択したらいいんじゃないかと、賛成です。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） それでは、採決をいたします。

陳情第1号につきまして賛成の意見多数と思いましたので、採択といたしたいと思しますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

じゃ、そういうことでよろしくお願いします。

次に、意見書の案文につきまして、ご審議をいただきたいと存じますが、陳情者が作成してきた原文を尊重し、一部修正をし、提出してまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） それでは、陳情者が作成してきました原文の一部修正して、提出をしたいと思っております。

それでは、本日決定した事項につきまして、定例会の最終日に報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、（2）陳情第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○主任書記（町田めぐみ君） それでは、ご説明させていただきます。

今回の陳情者は、水戸市見川5-127-281、新日本婦人の会水戸支部やまゆり班、浅見和子様でございます。

内容をご説明いたします。

核兵器に関するあらゆる活動を禁止する「核兵器禁止条約」が、2020年10月に発効に必要な50か国の批准に達し、2021年1月に発効となりました。被爆者の心に寄り添い、核兵器のない平和な世界の実現に向けて日本政府に同条約への参加・批准を求める意見書を提出していただきたいといった内容でございます。

以上、簡単ではございますが、内容の説明をいたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○委員長（**藺部 一君**） はい、ご苦労さまでした。

それでは、説明が終わりました。

ここで、ご意見等がございましたら、お受けをしたいと思います。いかがでしょうか。

藤咲委員。

○委員（**藤咲芙美子君**） 核兵器禁止条約の批准国が、今57か国に達しています。世界で唯一の戦争被爆国である日本はまだ核兵器禁止条約に署名しておりません。

原爆を落とされ、被害に遭った広島、長崎の人たちは、この世のものとも思えないほどの現実を目の当たりにし、75年たった今でも人体に大きな影響が残り、破壊された遺伝子が2世、3世に引き継がれ苦しめられています。

今、命も暮らしも人権も奪われる核兵器はどんなことがあっても避けなければなりません。この核兵器禁止条約は、日本の被爆者たちを含める人たちが自らの命、病と闘い、老いた体にむち打ち、世界の平和を願う叫び、心からの願いを私たちは聞き流すことはできません。

特に、戦争被爆国である日本の一人一人の核兵器廃絶という願いに、私たち町議会も寄り添うべきだと思います。

よって、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書に賛成いたします。

以上です。

○委員長（**藺部 一君**） ありがとうございます。

そのほかご意見ございますでしょうか。

議長。

○議長（**関 誠一郎君**） ちょっと藤咲さんに聞きたいんだけど、これはやっぱり、条約はとにかく参加、調印するのは当たり前だと私は思うんですけども、これ、日本政府がどうしてこれを結局拒否しているというか、調印しないという原因で、共産党という立場で理由は分かりますか。

それは分からないか。

結局これはもうどこの国に先駆けて調印すべきことだと思うんですけども、それも政府はいまだかつてやっていないという理由。

○委員（**藤咲芙美子君**） それは私の口からは言えません。

分かります。それを言っても、言いたくないと思いますけれども。ただ、今、私が言ったように、本当にその人と広島、長崎の人たちがどういう思いでこの生活してきたのか、苦しい思いをして受けてきたのか、そういうことをやっぱりやるためにはどうしても核兵器禁止はしなければならないということです。

核兵器は必要ありません。人間の社会に核兵器は必要ないというか、共生できるものではないということですし、原爆は増える一方なんですけれども、これはどんどん減らさな

ければならないという世界各国の願いが出ていると思います。

なんで唯一被爆国の日本が批准に賛成しないのかというのは、いろいろな情報を聞いて分かりますけれども、認識はしていますけれども、それを推奨して、あえて言いたいということではありません。

○委員長（藺部 一君） いいですか。

○議長（関 誠一郎君） はい。

これはあれだよ、要するにアメリカと同盟国を組んでいる日本が、やはりアメリカに反旗を翻して調印はできないというのが大きい指針でしょうね。

私の意見としては、これはやはり採択と考えていますので、ただ、これ本当に日本がアメリカとの周り近隣を気にせず調印してほしいなという意味合いで採択という形でいいと思います。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

そのほかにご意見はございませんか。

小林委員。

○委員（小林祥宏君） まあ、今、批准国が現在57国ということで、いろいろ今議長がお話ししたとおり政治的な問題、国内で、いずれにしても2022年1月オーストリア、ウィーンの国連事務所で第1回の締結国会議が開催する予定だということで、前向きには行っているのかなと思うんだけど、でも、これ、戦争のない核兵器のないことで、私は賛成したいと思います、この陳情については。

以上です。

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

小坪委員、お待たせしました。

○委員（小坪 孝君） あれ、言うの忘れちゃったんだけど。手挙げたとき言おうと思ったんだけど、間が置かれちゃったもんで。

これ、私も議長になったときに、核爆弾の反対のほうのあれになったもんですから、継続して反対したいというか、これ、核兵器、賛成のほうで。

○委員長（藺部 一君） 賛成でね。

○委員（小坪 孝君） 議長になったときに反対のほうの党員になったもんだから、それを今日、そういう形で議長も恐らく党員になったよね。それをいくと、これは通すほかしかないんじゃないのか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藺部 一君） 分かりました。

それでは、意見を集約してまいりたいと思います。

陳情第2号については、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

それでは、陳情第2号につきましては採択ということにいたします。

次に、意見書の案文につきましては、ご審議をいただきたいと存じますが、陳情者が作成してきた原文を尊重し、提出してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藺部 一君） ありがとうございます。

それでは、陳情者が作成しました原文を一部修正して、提出していきたいと思います。

それでは、本日決定した事項につきましては、定例会の最終日に報告したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、（3）でございます。委員の皆様から何かございましたらば、発言をお願いします。

どうぞ。

○委員（河原井大介君） 今回の本定例議会が始まる前に、控え室のほうに新規採用のご紹介がいただきました。その中で、議員の中から社会人枠で入れたというような総務課長からの答弁があったり、あとは一般事務職の共通試験を受けずに入っている方が4人いるとかですね、ちょっと、要は採用する基準というか、根拠がいまいちちょっと不透明だったり、公平性がやや少し見えないんじゃないかというようなご指摘があったと思うんですが、ちょっと総務課長を出席させて確認させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（藺部 一君） ここでか。今からか。

○委員（河原井大介君） 総務委員会のほうで。

○委員（小唄 孝君） ちょっと聞きたいね。さっき、議会前だったから聞けなかったけれども。

議長は分かっているんですか、社会人枠だなんてあったなんていうのは。

○議長（関 誠一郎君） 分からない。今日初めて。

それで、ちょっと、課長に先ほど聞いたんですけれども、これ、どういう形の中で、選考委員会開いたと。選考委員会の形はあって、ないようなもので、強制的に認めろという形でやられたという形で、課長は怒りを持っているのは確か。

○委員（小唄 孝君） 今までの社会人枠の中で途中で、宅建持っている人2人採用しているんだけど、どういう形でそういう社会人枠だ、資格を持っている人ら、どういう活躍をしているのか、ちょっと総務課長に確認したいもので、もしできれば、時間が許すんだったら、お願いしたいんですけれども。

○委員（小林祥宏君） どうなのこれ。案件にないのに直接、こういうことで。

○委員長（藺部 一君） その他はその他なんだな。

○委員（小唄 孝君） 恐らく総務課長だって説明できないと思うけれども。

[発言する者あり]

○委員（河原井大介君） 委員長。

○委員長（藺部 一君） はい。

○委員（河原井大介君） 令和の時代において、昭和の時代だったらそんな話も聞きましたけれども、令和の時代になってもしそういう感じにいる、議長おっしゃったように、どうなっているか分からないで決めたような話が出ているんであればゆゆしき問題じゃないですか。

○委員（小坏 孝君） そうだね。

○委員長（藺部 一君） あれ、採択の、何ていうんだ、権限というのは町長が持っているのか。

○委員（小坏 孝君） 持ってないだろ。

○委員（河原井大介君） だから、あって、ないような、もし選考委員会があるということが分かっているのが……。

○委員（小坏 孝君） だから、そういう条例できちんとうたってあるんなら、そういう社会人枠とか何とかというの確認するだけでもいいから、それを確認してください。

○委員（藤咲芙美子君） 条例は何ですか。

○委員（河原井大介君） だから、それが分からないので総務課長を呼んで確認しなければいけないということです。

○委員（藤咲芙美子君） そうですね。

○議長（関 誠一郎君） だから、今回ここに総務課長を呼ばないで、委員長、総務委員長の名で文書で、結局その根拠というものを求めたらどうでしょう。それから、開くということ。

[発言する者あり]

○委員（小坏 孝君） ちょっと、軽く聞いておかないと、いきなり意見書出す前にちょっと軽く聞いたほうがいいんじゃないか。

○委員（河原井大介君） だから、逆にこっちから質問する内容が分からないですよ、逆に、どういうふうに質問していいか、むしろ。

○委員（藤咲芙美子君） 委員長、いいですか。

私、今すぐくそういうことについては、やっぱり不公平感を感じるんです。ですので、ぜひ、ほかの委員さんと同じように聞きたい。しかし、私が教育産業にいたときとしたりば、私自身も聞きたい。何でそうなのかということが。それなのに、総務民生で持ち上がったからといって総務民生だけで聞いて、教育産業の人たちは聞けなかった。ちょっとここに矛盾感じるし、不公平感も感じるし、これはちょっとやっぱり、意見を聞きたいというのはすぐ分かる、私も聞きたい、だけれども、やっぱり公平感をつくるためには、誰か言った文書でと、文書できちんと、条例がどんなふうになっているのか、そういうよう

なことを聞いて、そしてそこで出してもらって、何でなんだと、この条例はいつから決まっていたんだというようなことを、ちゃんとやっぱり聞いて、それでいくしかないんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員（小唄 孝君） 私の経験からいくと、文書という違うような答えが書かれて、全然質問とかけ離れた、町長からくると、質問内容と答えが全然違うやつ送ってこられるんですよ。

○委員（藤咲芙美子君） だったら、その我々の質問に合致するような内容に変えろということってできないんですか。

○委員（小唄 孝君） でも、ここで文書で騒ぐ前よりは、どういう形でちょっと軽く総務課長に、議会始まる前に聞けなかったから、ちょっと聞いて、それで文書で出すか出さないかは判断して。いきなり文書で出すというのも、文書よりはやっぱりさらっと聞いて納得すればそれで終わりでいいんじゃないの。

○議長（関 誠一郎君） いや、この問題は結局採用の選考委員会のメンバー全員に聞かないと実態は明らかにならない。そうするともっと時間かかるし、だったら順序踏んだほうがいいのかなど。

○委員（小唄 孝君） じゃ、総務課長にその採用メンバーのメンバーだけでも聞いてみましょう、先に。

○委員長（藺部 一君） メンバーって、その採用基準か。

○委員（小唄 孝君） 採用したときの選考委員。どういう形で社会人の枠になったのかどうか、総務課長が代表だろうから。

○委員（小林祥宏君） 議長難しいこれ。総務委員会で審議するのは。

○委員長（藺部 一君） 小林委員。

○委員（小林祥宏君） 藤咲委員も言ったけれども、総務委員会で審議するものではないと思うんだよね。全体的なあれでやらないと、いろんなことが出てくるよ、これ、人事部の案件だから、その辺はどのようにしたらいいのか。それは分かりますよ、小唄前議長が言うことも。

○委員（小唄 孝君） 審議じゃなくて、要するに、私は改めというか、聞きたいという。

○委員（小林祥宏君） 審議した結果なんてことになるとおかしくなる。

○委員（小唄 孝君） 調査まではやらないでほしいと思う。やっぱり人権がかかっているものだから、やっぱりさらっと聞いて終わりにしましょう。やっぱり相手も採用されている人もいることだから、そういう形じゃなくて、きちんとここで聞いて、どういうわけで採用したか、ちょっと聞いて、今日の時点で終わりにしたほうがいいんじゃないの、長引かないで。

○副委員長（加藤木 直君） たしかに、もう既に採用されて働いている方なので、それを今さらどうこう言って、ストレスが働く環境を悪化させるということも、正直言って、

できないと思う。

○委員（小坏 孝君） そうだよな。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっと待って、委員長、副委員長ごめん、取っちゃった。最後まで聞かないでごめんなさい。

○副委員長（加藤木 直君） 言っているか。

この問題はどういう形で採用されたのかという、多分、根拠がちゃんとあつての当然ですよ、採用するには。それを後で聞くなり、じゃあ、まあいいよ、今日聞くというならばそれで終わりでもいい。

大きくやると、今働いている子がかわいそうな部分があるんですよ、正直言ってね。

○委員（小坏 孝君） だから、総務課長にどういう対応に仕方したか、ちょっとそれで聞けば終わりにしていいんじゃないか。

〔発言する者あり〕

○委員長（菌部 一君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） いいですか。今もう採用された人に、何の罪も、何の悪意も私たちは持っていません。ぜひ、本当に、どういう状況でこれから新人として育て、この町に貢献してもらえるかどうか、本当に期待しているところですし、頑張ってもらいたいと思っているのが非常に強いです。しかし、この人たちをとにかく言う問題ではありません。話をちょっと筋違いなごちゃ混ぜにしないようにして、この人たちは全然違うんです。

ただ、町長が選んだ選考委員会あつてないもので、あつて、選考会員はあつてもないようなものだ。強制的にやると、その町長のことをやっぱりきちんと、町長が何でそういうことをやったんだというようなことで、私たちはやっぱり追求していくしかないんじゃないかなと思うんですけれども、やっぱりこれからのこともあるし、今回は何でこうなったの、ああ、そうなのか、じゃ、仕方ないで終わる問題じゃないと私は思います。これからのこともありますので、だから、その条例などはどんなふうになっているのか、文書はあるのか、それで、何で今回の採用基準をしなかったの、やったのか、どういう条件なのか、社会人の枠で入れた理由は何なのかとかという、町長の問題だと思うんです、これは、選考する町長の。

だから、働いている人たち、新人さんたちには、もう全然問題ないです。この人たちには頑張って、この町で働いてほしいという強い思いです。

しかし、町長が何でそういうことをやったのかということは、やっぱり我々は議員としてちゃんと追求すべきじゃないかなと思います。そんなちゃらんぼらんやり方をしてもらっては困ると、何のための条例があつて、何のための規約があつて、というようなことでやっぱりきちんと。

○委員（小坏 孝君） 藤咲さん、藤咲さんの意見は分かるのよ。それだからその、事前の中でちょっと総務課長に説明を受けて、大げさにするかしないかは正副議長の判断であ

って、そういう説明をちょっと受けたいな、それだけなんですよ。

○委員長（藺部 一君） 採用の基準であるはずですよ。

○委員（小坏 孝君） ある訳だよ、そういうのもちよっとここで説明して、こういう枠で採用しましたと言ったら、それで終わりだと思う。我々がどうこう、調査だ何だなんて。

○委員（河原井大介君） いいですか、じゃ。だから、結局、人とか、その人が働きづらいか、働きやすいかという問題はそれは大切な問題ですから、大切に守ってあげたいと思いますから大事だと思うんですが、ただ、そこをちょっと1回置いておくということで。

小坏さんが先ほど控え室の中で言ったのは、どういう根拠、法的根拠で入れていたのか、どういう選考基準なのという聞いているだけなんです。それを知りたいだけなんです。

だから、人に対して、この人はずるしているとか、ずるしていないとかというような認識ではなくて、法律的にどのような採用をしたのか。

〔発言する者あり〕

○委員（河原井大介君） そこでプラスするのは、我々全員たぶん社会人枠というのを知らいたいと思う。もう1点言うと、皆さん、多分心の中で、何かちょっと変だなとちょっと思っているかもしれない。だから、その変だなと思っている法的な根拠について、総務課長によって確認したら、それでいいんじゃないですかと、まずは。

その後、問題があると思えば総務委員会で主導で考えるべきだと思いますが、ただ、今、小坏さんがおっしゃっていたのは、当初、最初からおっしゃっているのは、法的な根拠について説明をいただきたい、それだけです。ですから、総務課長をすぐ呼んで、すぐ話せば、15分ぐらいで話が終わるわけです。

○委員（小坏 孝君） 委員長、まとめろよ。

○委員長（藺部 一君） 文書で出してもらっていいんじゃないのかと思うんだけども。

○委員（河原井大介君） 委員長、いいですか。

○委員長（藺部 一君） はい。

○委員（河原井大介君） 文書を出すというのは、残ってしまうので、あまり私はそれは望ましいことでは……。

○委員（小林祥宏君） 採用者に、委員長、流れていってしまうよ、こんなことやっていると。

○委員（河原井大介君） 文書はやめたほうがいいです。

○委員（小林祥宏君） 不服があるから結局そういうことになるんだから。

○委員（小坏 孝君） そうだよ、だから、その根拠を聞いて終わりにしようという…。

〔発言する者あり〕

○委員（小坏 孝君） 根拠を聞いて終わりにしましょうと言っているだけで。

〔発言する者あり〕

○委員（河原井大介君） 委員長、深掘りは極力しないということで、先ほど、小林さんがおっしゃったように深掘りはしない、法的根拠だけ知りたい、それだけでいいんじゃないでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員（小坏 孝君） 文書でやったらしこり残っぺな。確認だけで。

〔発言する者あり〕

○委員（藤咲芙美子君） ただ、勘違いしないでほしいのは、今回の採用者には何の問題もないということだけ意識して一致した段階でやって……。

〔発言する者あり〕

○委員（藤咲芙美子君） だから、要するに、社会人枠とは何それというのは、こっち側の感覚じゃないですか。受けた人でここに採用された人には何の問題もないですよ。社会人枠で採用しますので手を挙げて、ここに採用されて来ているわけですから、それはそれでいいと思うんですよ。

○委員（小坏 孝君） だから、私が感じているのは、採用試験を受けられるのは30歳までなんですよ。

○委員（藤咲芙美子君） そうなんですか。それ、知らなかった。

○委員（小坏 孝君） それが、社会人枠があるというのが公に示されているんだったら、新規採用のときに30歳超えている人が3人ぐらい入っているけれども、そういう社会人枠があるというのを全町民に知らせたり、あとは、茨城県内統一試験に参加するやつだから、そういう茨城県の中でそういう採用の条例が変わっているんだったらば、私はいいと思うのよ。そこら辺の30歳超えている人が、社会人枠で入りましたと言っているから、それはどういう根拠で入ったのかなという感じで、それだけを調べる、条例のだから、城里町は30歳超えても何でも社会人枠があるから入れるんですよというんだったら、毎年新規採用でそういう人を入れてあげればいいわけであって。

〔発言する者あり〕

○委員（小坏 孝君） でも、幾つまでが社会人枠で、俺が70歳でも社会人枠で働きたいと言えばそこは……。

○議長（関 誠一郎君） ちょっと、待って、この総務委員会、陳情でやっているから、一旦ここでこの会議は止めて、その後で。ここで止めて。

閉 会

○委員長（菌部 一君） 以上で、当委員会に付議されました議案については協議が終了したということで、大変ありがとうございました。

副委員長よりここでご挨拶をいただきたいと思います。

○副委員長（加藤木 直君） 大変お忙しいところありがとうございました。

これで委員会のほう終了いたします。

この後、じゃ、ちょっと1回閉じて、閉じた後にまたお話ししたいと思います。

午前11時08分閉会